

掲示期間 12.27-1.5

新潟市新潟駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 12月 27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 46号

新潟市新潟駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市新潟駅前広場条例施行規則（昭和57年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第14条中「南口中央広場」を「広場」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 電気受口にあつては南口中央広場及び新潟駅高架下交通広場に限り、水道設備にあつては南口中央広場に限るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。